

消費者政策推進のための専門人材の育成・確保に関する懇談会報告書(概要)

趣旨：消費者問題が複雑化・多様化していく中で、消費者政策の推進のための専門人材の育成・確保の在り方について検討(座長：高橋郁夫慶應義塾大学教授)。

1. 消費者政策の領域と身に付けるべき基礎理論について

- 消費者政策の担い手となる者は、消費者問題の歴史や制度、理論を学際的に学び、サステナブルな社会の構築も見据えた消費者政策に係る総合的知識を分野横断的に身に付ける必要がある。

2. 消費者政策の担い手について

- 消費者政策の担い手となる専門人材を育成するためには、それぞれの立場に応じて、様々なアプローチの仕方が考えられる。
(消費者政策の知識を一通り学ぶ必要に迫られた「初任者ケース」、消費者政策の企画・立案、推進役を担う「T字型人材ケース」、制度や理論を学際的に研究しつつ人材を育成できる「研究者・教育者ケース」)

3. 消費者政策を「学ぶ場」の提供について

- 官民間問わず消費者政策に携わる者が基礎的な知識を習得できる場の充実を検討すべきである(初任者ケース)。
- 消費者政策の中核を担う者の育成に向けて、高等教育機関での学びの場を拡充する方策等を検討することが求められる(T字型人材ケース)。
- 研究者ネットワークの構築や、専門研究機関の整備等が必要である(研究者・教育者ケース)。

4. 消費者政策を学んだ者の「活躍の場」の検討

- 消費者政策を学んだ者が具体的にどのような場面で活躍できるかという具体的なイメージについてコンセンサスがあるとは言い難く、具体的なモデルケースが示されることが極めて重要である。

5. 消費者政策の研究機能の強化

- 今後、長期的な視野で消費者政策を強化するためには、企画・研究機能を充実させていくことが必須である。また、政府においては、証拠に基づく政策形成(EBPM)の推進も求められているところであり、エビデンスとなるデータの収集方法や政策の効果測定の手法の検証など、研究者と連携した政策立案機能の充実を図るべきである。

～消費者政策推進のための人材育成・確保にむけた具体的方策～

人材育成・確保に向けた具体的な方策として、以下を提言する。消費者庁は、本提言の実現に向けた取組を行うことにより、消費者政策の推進に努めるべきである。

- (1) 消費者政策に従事した経験の浅い地方公共団体の担当者や企業の消費者問題担当者等の知識の底上げを図るため、消費者庁は、地域での研修開催やオンデマンドによる初任者用プログラムの配信等の独立行政法人国民生活センターの更なる研修の充実や研修機会の確保策、既存の資格取得のための研修を受けやすい環境整備や企業に対する既存の資格制度の活用を通じた人材育成についての広報等を検討すべきである。
- (2) 消費者政策推進に関する専門人材を育成するため、消費者庁は、人材育成に取り組む大学と連携し、モデルとなる学びの場（公共政策に係る人材養成を行う既存の大学院に、新たにコースやプログラムを設けること等が期待される。）を全国に数箇所置くことを目指すべきである。その際、ICT（オンデマンド型教材）などを活用して、住む地域により学ぶ機会が制約されない環境づくりも重要である。
- (3) 消費者政策を専門的に学んだ者について、消費者庁は主に社会人を対象とした既設の大学院等における履修証明やこれと連携した資格制度の活用・拡充（大学・大学院での教育と連動した新たな専門資格制度の導入など）によるキャリア形成を支援すべきである。
- (4) 健全な消費環境や市場の質を確保する観点からも、消費者庁は、行政及び企業がそれぞれのニーズに応じて、消費者政策に係る学位取得者や資格取得者を積極的に登用し、消費者政策をコアとしたキャリア形成をすることが可能となる環境づくりを、他省庁と連携しつつ行うべきである。また、消費者庁は、人材育成の拠点として、インターンや研究者の積極的な受入れ、職員の人事交流を拡大すべきである。
- (5) 消費者庁は、消費者政策に係る研究者ネットワークの構築や関係学会等との連携強化、公的な研究機関の設置等による企画・研究機能の強化を図るべきである。企画・研究機能の充実に当たっては、「データ構築」、「実証研究」、「理論研究」の3つの視点が重要であり、継続的なデータ構築により理論と実証を結びつけるため、消費者庁における研究機関の設置を含め公的な研究機関の設置に係る検討をすべきである。